日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン

－日野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画－

令和８年１０月

日野市教育委員会

改定履歴

版数	制定（改定）年月日	改定の概要及び理由	承認
1．0	2019／3	＊初版	2019／3
2．0	2025／4	＊初版制定後内容の見直し	2025／3
3．0	2026／10	＊業務量管理・健康確保措置実施計画を踏まえた改定	2026／10

目次

１．目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４頁
　（１）計画の趣旨
　（２）現状
２．目標値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７頁
３．取組の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８頁
　　取組の方向性
　　推進期間
４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・・・・・　９頁
　（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し、
　　整理、外部人材の活用
　（２）学校における勤務時間・日課等の工夫
　（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組
５．関連する取組、今後のフォローアップについて　・・・・　１４頁

１．目的

（1）計画の趣旨

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するとともに働き方に対する教員の意識改革により、教育の質の向上を図る。

時代の変遷とともに学校を取り巻く環境も大きく変わってきています。家庭環境の複雑化、多様化、学校や教員に対する要望の拡大、地域社会との細やかな連携の必要性、教員の業務領域拡大、資質の向上が求められています。そのような中で、近年教員の長時間労働が問題視されてきており、市立学校に勤務する教員についても、心身の健康への影響が懸念されています。

日野市教育委員会では、令和６年度からスタートした「第４次日野市学校教育基本構想」において、「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を教育理念とし、みんなが当事者としてプロジェクトを推進していくことを求めています。教員が安心して挑戦し、健康で過ごすことができることはとても大切であり、第４次日野市学校教育基本構想の実現をしていく上でも、学校の働き方改革の推進は重要であると考えています。

そこで、これまでの「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」をさらに推進し、実効力のあるものとするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、日野市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理、ならびに健康及び福祉の確保を図るための措置を計画的に推進するために位置付けるものです。

１．目的

（2）現状

日野市教育委員会では、教員の長時間労働の解消を目指し、学校における働き方改革を推進するために平成３１年３月に「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を策定し、各校が創意工夫の上、取り組んできました。日野市においては、平成３０年6月の教員勤務実態調査では、月当たりの時間外在校等時間が４５時間を超えている教員は、小学校３６５名、中学校２４６名でした。令和６年６月において月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員は、小学校１９９名、中学校１２５名でした。 学校の働き方改革はこれまでの取組により着実な成果を上げてきているところですが、長時間労働の解消は道半ばです。

令和６年３月に東京都教育委員会は「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定したことを受け、令和７年４月に日野市のプログラムの内容、取組状況を見直し及び点検したことを踏まえ「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を改定しました。

しかしながら、依然として時間外在校等時間が月４５時間を超える教育職員が一定数存在しており、授業準備や学習評価、児童・生徒へのきめ細かな対応、部活動、各種事務作業や調査回答などの負担感が大きいことが共通の課題として挙げられます。教育の質の更なる向上のためには、これらの業務の抜本的な精査・見直しと外部人材の活用等を進め、教育職員に精神的・時間的な余裕を創出することが急務となっています。

（３）令和7年度　時間外在校等時間の現状

	年平均／月	月４５時間以上 ８０時間未満の割合	月８０時間以上の 割合
小学校	３１時間５６分	２２．１％	１．５％
中学校	３９時間３０分	３０．６％	６．０％
小・中合計	３４時間２４分	２４．９％	２．９％

　時間外在校等時間が４５時間から８０時間となっている教員の割合が小学校で２２．１％、中学校で３０．６％となっている。また、月８０時間を上回る教員も、昨年度からは減少しているもののゼロにはなっていない。
　今後も、業務効率化を図ることによって、教育職員が教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

２．目標値

目標値

（１）時間外在校等時間に関する目標

ア）１か月の時間外在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、４５時間を超えないようにすること。

イ）１年間における各教育職員の１か月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にすることを目指す。

（２）ライフ・ワーク・バランスに関する目標

ア）年間の年次有給休暇の平均取得日数のさらなる向上を図り、教職員が計画的に休暇を取得できる環境を整える。

イ）教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる状態を目指す。

３．取組の方向性及び推進期間

取組の方向性

「業務の3分類」など文部科学省が示す指針に即しながら、これまで「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」に掲げていた５つの方向性（（Ⅰ）学校・教員が担うべき業務の精査（Ⅱ）役割分担の見直しと外部人材の活用（Ⅲ）負担軽減・業務の効率化（Ⅳ）働く環境の改善（Ⅴ）意識改革・風土改革）を包括した具体的な措置を展開する。

そこで、取組の方向性を以下の３つに整理する。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し、整理、外部人材の活用

（２）学校における勤務時間・日課等の工夫

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

推進期間

本計画の推進期間は令和１１年度までとする。

◎　国が示す「令和１１年度までに１か月の時間外在校等時間を平均３０時間程度に削減する」という目標を念頭に置きつつ、年度ごとに着実な取組の進展を図る。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し、整理、外部人材の活用

取組の方向性	①　「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し イ）学校以外が担うべき業務 ロ）教育職員以外が積極的に参画すべき業務 ハ）教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

取組	内容
①　「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し	
イ）学校以外が担うべき業務	○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ○学校施設の管理 ○学校徴収金の徴収・管理 ○不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
ロ）教育職員以外が積極的に参画すべき業務	○調査・統計等への回答、学校事務体制の強化 ○校舎、体育館等の施設・設備の管理 ○部活動改革 ○ＤＸの推進
ハ）教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	○授業準備、学習評価や成績処理 ○支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し、整理、外部人材の活用	
取組の方向性	②　地域の協力を得ながら具体的に推進する業務の整理 学校・家庭・地域の連携強化とそれに向けた相互の意識改革に基づき、協力活動を推進

取組	内容
②　地域の協力を得ながら具体的に推進する業務の整理	
学校・家庭・地域の連携強化とそれに向けた相互の意識改革に基づき、協力活動を推進	登下校時の見守り活動、通学路のパトロールの方法や在り方の検討・実施
	学校行事・学校運営等に関する保護者・地域のサポート（コミュニティ・スクールのサポート）

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し、整理、外部人材の活用

取組の方向性	③　外部人材を活用した学校を支える人員体制の確保 イ）学校以外が担うべき業務 ロ）教育職員以外が積極的に参画すべき業務 ハ）教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

取組	内容
③「業務の３分類」を踏まえた外部人材の活用	
イ）学校以外が担うべき業務	○スクール・ロイヤーの活用
ロ）教育職員以外が積極的に参画すべき業務	○「日野市における部活動に関する方針」に基づく負担軽減 ○部活動指導員等の活用 ○ひのスポ！ひのカル！との連携（部活動の地域展開の推進） ○ICT支援員の配置
ハ）教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	○エデュケーション・アシスタント（小学校副担任相当）の配置継続及び実施 ○スクール・サポート・スタッフの配置継続及び実施 ○副校長業務の継続的な支援のための副校長補佐の配置拡充及び継続の実施 （副校長の業務の可視化等） ○学級支援員、特別支援学級介助員、リソースルームティーチャーの配置継続及び実施 ○学校派遣心理士（市SC）、スクールソーシャルワーカーの全校配置 ○その他有償ボランティアの活用

4．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（2）学校における勤務時間・日課等の工夫

取組の方向性	①　授業時数の適正化と日課の工夫 ②　校務DXの推進

取組	内容
①　授業時数の適正化と 日課の工夫	○授業時数の見直し及び、指導体制に見合う適正な教育課程の編成の推進 ○形骸化している行事等の精査 ○放課後活動の勤務時間内での設定見直し
②　校務DXの推進	○タブレット端末を活用した校務負担軽減の推進 ○デジタル技術（ペーパーレス化、連絡ツール、採点ソフトの活用）による校務効率化の推進

4．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

取組の方向性	①　ストレスチェックの100%実施と職場改善 ②　医師による面接指導等の実施 ③　定時退校日・一斉閉校期間の設定促進 ④　多様な働き方の検討

取組	内容
①　ストレスチェックの100%実施と職場改善	○ストレスチェックの100%実施を目指す ○分析結果を学校へフィードバックし、職場環境の改善に繋げる
②　医師による面接指導等の実施	○ストレスチェックの結果、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対し健康確保を図る
③　定時退校日・一斉閉校期間の設定促進	○「定時退校日」実施を推進する ○長期休業期間中における「学校一斉閉校期間」の設定による年次有給休暇の取得を促進する
④　多様な働き方の検討	○テレワーク等により柔軟な働き方を推進する ○情報の電子化、データ化による教員間での情報共有を図る ○業務のDX推進を図る

５．関連する取組・今後のフォローアップについて

取組	内容
（１）出退勤・在校等時間の可視化と適切な把握	○時間外労働の状況を教育委員会において定期的に把握する ○出退勤管理システムを用いて時間外在校等時間を見える化するとともに継続的に管理していく
（２）総合教育会議等での報告	○定期的に進捗を報告し、市長部局とも課題等を共有し、協働して改革を推進する
（３）管理職マネジメント研修等の充実	○衛生推進者会議を通じて管理職のリーダーシップを醸成し、働き方改革の推進を図る ○各学校の働き方改革に関する好事例を収集し共有することで学校内での取組の活用を図る
（４）教員一人一人の意識改革の継続的な実施	○「自己申告書」により自己評価を実施し、教員一人一人の働き方の意識改革を醸成する
（５）学校・家庭・地域の連携強化に向けた周知啓発	○家庭・地域に対し、働き方改革への取組を周知し、理解を求める